

○松本市立博物館条例

平成24年3月1日

条例第4号

松本市立博物館条例（平成17年条例第84号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市域の自然環境や文化、産業等の遺産の保護活用を図り、地域の多様な魅力や情報を発信し、人々が集い、学び、出会い交流し、未来の創造に寄与するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、松本市立博物館（以下「市立博物館」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 市立博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松本市立博物館	松本市大手3丁目2番21号

2 市立博物館に次の分館を置く。

名称	位置
国宝旧開智学校校舎	松本市開智2丁目4番12号
松本民芸館	松本市大字里山辺1313番地1
旧山辺学校校舎	松本市大字里山辺2932番地3
松本市立考古博物館	松本市大字中山3738番地の1
松本市はかり資料館	松本市中央3丁目4番21号
松本市旧司祭館	松本市開智2丁目6番24号
旧制高等学校記念館	松本市県3丁目1番1号
窪田空穂記念館	松本市大字和田1715番地1
重要文化財馬場家住宅	松本市大字内田357番地6
松本市歴史の里	松本市大字島立2196番地1
松本市時計博物館	松本市中央1丁目21番15号
松本市山と自然博物館	松本市大字蟻ヶ崎2455番地1
松本市高橋家住宅	松本市開智2丁目9番10号
松本市四賀化石館	松本市七嵐85番地1
松本市安曇資料館	松本市安曇3480番地2

3 分館に次の附属施設を置く。

分館	附属施設
松本市はかり資料館	旧三松屋蔵座敷

窪田空穂記念館	窪田空穂生家
松本市歴史の里	1 重要文化財旧松本区裁判所庁舎 2 工女宿宝来屋 3 旧松本少年刑務所独居舎房 4 旧昭和興業製糸場 5 木下尚江生家 6 その他付帯施設

(事業)

第3条 市立博物館及び分館（以下「博物館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市域の民俗、歴史、考古、産業、自然、文学、民芸等に関する実物、模型、模写、文献、図表、写真、デジタルデータ等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管、調査研究及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の必要な説明、助言、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の案内書、解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の作成並びに頒布に関すること。
- (5) 学校、研究所、公民館、図書館等の教育、学術又は文化に関する諸機関との協力及び援助に関すること。
- (6) 市内外の他の博物館等との連絡、協力、刊行物及び情報の交換並びに博物館資料の相互貸借に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(休館日及び開館時間)

第4条 博物館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

区分	休館日	開館時間
松本市立博物館	1階（子ども向け展示室を除く。） 1 第3火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時まで
	1階子ども向け展示室、2階及び 1 火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除外）	午前9時から午後5時まで

	3階	た最初の日) 2 12月29日から翌年の1月3日 日まで	
国宝旧開智学校校舎 松本市旧司祭館	3月から11月 まで	第3火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	午前9時から 午後5時まで
	12月から2月 まで	1 火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日 日まで	
松本民芸館 松本市はかり資料館 重要文化財馬場家住宅 松本市歴史の里 松本市時計博物館 松本市山と自然博物館	1 火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで		
旧制高等学校記念館	1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで		
旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館 窪田空穂記念館 松本市四賀化石館	3月から11月 まで	火曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日以後の休日を除いた最初の日）	
	12月から2月 まで	1 休日等を除く日 2 12月29日から翌年の1月3日 日まで	
松本市高橋家住宅	3月から11月 まで	休日等を除く日	
	12月から2月 まで	1 月曜日から土曜日まで 2 12月29日から翌年の1月3日 日まで	
松本市安曇資料館	1 5月1日から11月30日までの間で休日等を除く日		

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。

（入館の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）又は博物館資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

（観覧料）

第6条 博物館の展示を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料をその都度納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、観覧料と併せて市長が別に定める施設の観覧料を納入する場合その他市長が特に必要と認める場合における観覧料は、別表第1に掲げる額の範囲内で市長が別に定める額とする。
- 3 市長は、特別の展示をしたときは、その期間に限り、前2項の規定にかかわらず、その都度別に定める観覧料を徴収することができる。

（特別観覧料）

第7条 学術研究その他教育的な目的のため、博物館資料の閲覧及び撮影、原板の使用その他特別な観覧（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）は、当該許可を受けたときに特別観覧料を納入しなければならない。
- 3 特別観覧料は、別表第2に定める額とする。

（使用料）

第8条 別表第3に掲げる施設又は別表第4に掲げる設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けたときに施設又は設備の使

用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

3 使用料は、別表第3及び別表第4に定める額とする。

（手数料）

第8条の2 国宝旧開智学校校舎における携帯品の一時預かり手数料は、携帯品1個につき100円とする。

2 前項の手数料は、市長が別に定める携帯品一時預かり証を交付してその都度徴収する。

（特別観覧及び施設等の使用の制限）

第9条 市長は、第5条各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別観覧の許可又は施設等の使用の許可をしないことができる。

2 市長は、特別観覧の許可又は施設等の使用の許可をするときは、博物館の管理上必要な条件を付すことができる。

（特別観覧及び施設等の使用の停止）

第10条 市長は、特別観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別観覧又は施設等の使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合において、特別観覧者又は使用者に生じた損害については、市長はその責を負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 特別観覧及び施設等の使用の目的以外に特別観覧し、又は使用したとき。

(4) 特別観覧及び施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めたとき。

（観覧料等の減免）

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料、使用料及び手数料（以下「観覧料等」という。）を減免することができる。

（観覧料等の還付）

第12条 既に収めた観覧料等は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（行為の禁止）

第13条 観覧者、特別観覧者及び使用者（以下「観覧者等」という。）は、市長の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等の原状を変更すること。

(2) 飲酒及び喫煙すること又は指定された場所以外で飲食し、及び火気を使用すること。

(3) 物品を販売すること。

(4) 広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めること。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第15条 観覧者等は、施設等又は博物館資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 観覧者等が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を観覧者等から徴収する。

(博物館協議会)

第16条 博物館法(昭和26年法律第285号)第25条の規定に基づき、市立博物館に松本市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第17条 博物館のうち、次に掲げる博物館(以下「指定博物館」という。)の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にこれを行わせることができる。

- (1) 松本市立博物館
- (2) 松本民芸館
- (3) 松本市山と自然博物館

2 指定管理者は、松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年条例第46号)第3条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、指定博物館の運営を行う能力及び実績を有するものとする。

3 第4条の規定に関わらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、指定博物館の休館日又は開館時間を変更することができる。

- 4 指定管理者は、前項の規定により指定博物館の休館日又は開館時間を変更したときは、変更後の休館日又は開館時間を指定博物館において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
- 5 第1項の規定により指定博物館の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第8条、第9条、第10条及び第13条の規定（ただし、第9条及び第10条に規定する特別観覧に関する部分を除く。）の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定博物館の観覧に関する業務
- (2) 指定博物館の施設の使用の許可に関する業務（松本市立博物館の指定管理者に限る。）
- (3) 指定博物館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定博物館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

博物館協議会委員			7,100	5,000
----------	--	--	-------	-------

（重要文化財旧開智学校校舎条例等の廃止）

- 3 重要文化財旧開智学校校舎条例（昭和39年条例第103号）、松本民芸館条例（昭和58年条例第11号）、松本市立考古博物館条例（昭和61年条例第21号）、松本市はかり資料館条例（平成元年条例第6号）、松本市旧司祭館条例（平成3年条例第38号）、旧制高等学校記念館条例（平成5年条例第3号）、窪田空穂記念館条例（平成5年条例第4号）、重要文化財馬場家住宅条例（平成9年条例第3号）、松本市歴史の里条例（平成14年条例第5号）、松本市時計博物館条例（平成14年条例第6号）、松本市四賀化石館条例（平成17年条例第73号）、松本市安曇資料館条例（平成17年条例第74号）、松本市山と自然博物館条例（平成19年条例第3号）及び松本市高橋家住宅条例（平成21年条例第8号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月14日条例第113号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日前に納入するもの及び施行日前の観覧に係る観覧料又は特別観覧料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市立博物館条例（以下「旧条例」という。）の規定により発行された共通観覧券は、この条例による改正後の松本市立博物館条例（以下「新条例」）の規定により発行された共通観覧券とみなし、旧条例の規定により支払われた共通観覧券に係る観覧料と新条例の規定による観覧料との差額は、精算しないものとする。

附 則（平成30年3月19日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第33号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第112号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第2項の表の改正規定、第4条の表の改正規定、第6条第1項ただし書を削る改正規定、第8条第3項の改正規定、別表第1の改正規定（同表に旧山辺学校校舎の項を加える部分に限る。）、別表第2を削る改正規定及び別表第3の改正規定（別表第3を別表第2とする部分に限る。） 平成31年4月1日
  - (2) 別表第1の改正規定（同表に旧山辺学校校舎の項を加える部分を除く。）及び別表第3の改正規定（別表第3を別表第2とする部分を除く。） 平成31年10月1日
  - (3) 附則に1項を加える改正規定 平成32年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項第2号に規定する施行日（以下「施行日」という。）以後の観覧に係る観覧料又は許可に係る特別観覧料（以下「観覧料等」という。）で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の観覧料等で施行日前に納入するもの及び施行日前の観覧料等で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の松本市立博物館条例の規定により発行された共通観覧券は、この条例による改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（令和元年9月24日条例第15号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(令和元年規則第29号で令和元年10月1日から施行)

附 則 (令和4年6月24日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号、第9条第1号及び第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年3月22日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月24日条例第65号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第13条第2号の改正規定及び附則第4項を削る改正規定 公布の日
  - (2) 第6条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第8条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第9条から第11条まで、第14条及び第17条の改正規定並びに別表第3の次に1表を加える改正規定 別に規則で定める日

(令和6年規則第92号で令和6年11月9日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に納入する観覧料から適用し、同日前に納入するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月18日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の松本市立博物館条例(次項において「旧条例」という。)の規定により松本市教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に松本市教育委員会に対してなされている申請その他の行為は、同項の規定による改正後の松本市立博物館条例(次項において「新条例」という。)の規定により市長によりなされた処分、手続その他の行為又は市長に対してなされている申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第3項の規定により松本市博物館協議会委員に任命されている者は、新条例第16条第3項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合にお

いて、委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧条例の規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第6条関係）

（1） 松本市立博物館

個人			団体			
一般	大学生等	高校生以下	人数	一般	大学生等	高校生以下
円	円	円		円	円	円
500	250	無料	20人以上	400	200	無料

備考

- 1 一般とは、大学生等及び高校生以下でない者をいう。
- 2 大学生等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校（第4学年以上に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）の学生及び生徒である者をいう。
- 3 高校生以下とは、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（高等課程に限る。）の生徒である者又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2） 分館

区分			一般	小・中学生
			円	円
国宝旧開智学校校舎	個人	市長が指定するウェブサイトを利用して納入する場合	600	300
		国宝旧開智学校校舎内観覧券売場で納入する場合	700	
	団体（20人以上）		540	270
松本民芸館	個人		500	無料
	団体（20人以上）		450	無料
松本市時計博物館	個人		500	200
	団体（20人以上）		450	180

旧山辺学校校舎	無料
松本市立考古博物館	
松本市はかり資料館	
松本市旧司祭館	
旧制高等学校記念館	
窪田空穂記念館	
重要文化財馬場家住宅	
松本市歴史の里	
松本市山と自然博物館	
松本市高橋家住宅	
松本市四賀化石館	
松本市安曇資料館	

備考 一般とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない者をいう。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	金額
	1点	円
デジタルデータ使用（学術研究用）		520
デジタルデータ使用（その他）		1,040
撮影（学術研究用）		2,090
撮影（その他）		4,190
原板使用（学術研究用）		1,040
原板使用（その他）		2,090
熟覧		3,140

別表第3（第8条関係）

松本市立博物館

区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	2週間
		9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～21:00	9:00～17:00	13:00～21:00	9:00～21:00
特別展示室	円	円	円	円	円	円	円
全室	—	—	—	33,100	—	—	—
半室	—	—	—	16,550	—	—	—

						0		
	1 / 4室				8,275			
ウインド ギャラリー A区画	全区 画 半区 画							9,000 4,500
ウインド ギャラリー B区画	全区 画 半区 画							4,400 2,200
ウインド ギャラリー C区画	全区 画 半区 画							1,500 750
講堂		4,400	5,000	5,500	9,400	10,500	14,900	
会議室1	全室	800	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100	
	半室	400	500	650	900	1,150	1,550	
会議室2		800	1,000	1,200	1,800	2,300	3,000	
交流学習室		2,800	3,200	3,900	6,000	7,100	9,900	
ポケットパーク		300	300	400	600	700	1,000	

備考

- 1 入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないで施設を使用する場合で営業のために使用するとき又は入場料等を徴収して施設を使用する場合で営業のため以外に使用するとき、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 2 入場料等を徴収して施設を使用する場合で営業のために使用するとき、当該区分に定める額の100分の200に相当する額とする。
- 3 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第4（第8条関係）

区分	金額
コインロッカー	1回につき 100円